

平成25年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成25年6月17日(月曜日)

本日の会議に付した事件

平成25年6月17日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第36号 | 川南町災害派遣手当等の支給に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第37号 | 川南町地域づくり審議会設置条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第38号 | 川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第39号 | 川南町税条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第40号 | 川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第43号 | 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第44号 | 川南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第45号 | 川南町一般職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第41号 | 平成25年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第42号 | 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第46号 | 平成25年度川南町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第13 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第14 | 発議第 4号 | 年金2.5%削減中止を求める意見書について |
| 日程第15 | | 議会中における議会広報編集特別委員会特別委員会活動の件について |
| 日程第16 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	木 村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	諸 橋 司 君	総合政策課長	永 友 尚 登 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	新 倉 好 雄 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	大 山 幸 男 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	米 田 政 彦 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君	代表監査委員	中 村 守 君

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりであります。

しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時5分休憩

.....
午前9時55分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第36号 「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例を定めるについて」

日程第2 議案第37号 「川南町地域づくり審議会設置条例を定めるについて」

日程第3 議案第38号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第39号 「川南町税条例の一部改正について」

日程第5 議案第40号 「川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

以上5議案を一括議題とします。

本、5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）

総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果についてご報告申し上げます。議案第36号「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例を定める」については、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、本町に派遣された職員に対し災害派遣手当を支給するための条例を定めるものです。

質疑では、現在矢吹町に職員を派遣していますがこの逆を考えればわかりやすい、万が一を考えれば条例を定めるのは当然との意見が出ました。討論はなく、全員賛成で採択です。

議案第37号「川南町地域づくり審議会設置条例を定める」については、審議会委員構成員に町議会議員が入るのはいかなるものかとの意見がありました。

討論なしで賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第38号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきまして、条文の整備と末端行政組織対策の名称変更に伴う別表第1の改正です。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第39号「川南町税条例の一部改正」については、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、関連する川南町税条例の一部を改正するものです。地方税に係る延滞金・還付加算金の利率を引き下げる改正です。

討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君）

文教産業常任委員会に付託されました、議案第40号「川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」その審査の経過と結果について報告いたします。本議案は西の別府浄水場における浄水方法について、平成19年度から紫外線処理設備が位置付けられ、本年3月に第4次変更の認可申請が行われました、これについては、本年度に詳細設計、次年度に施設工事を行う計画となっているようですが、11年ぶりの変更認可申請であり、人口については川南町水道事業の設置等に関する条例にある、給水人口を現状を踏まえ16,700人から16,000人に減ずるものであります。また、第3条、第6条、第7条については語句の訂正であります。原案どおり全員賛成で可決いたしました、以上で、文教産業委員会の報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第36号「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例を定めるについて」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第36号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号「川南町地域づくり審議会設置条例を定めるについて」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第37号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異

議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川南町地域づくり審議会設置条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号「川南町税条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川南町税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号「川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第44号「川南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第45号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」
以上、3議案を一括議題とします。

本、3議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 報告します。議案第43号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、討論なしで原案のとおり、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第44号「川南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、討論なしで原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第45号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国から要請されたもので仕方がないとの意見もありました。地方へ押し付けないと言っていたもので納得できないとの意見がありました。採決した結果、賛成多数で採択です。以上を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第43号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと求めます。

したがって、議案第43号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号「川南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第44号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「川南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第45号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論します。町は国家公務員の給与削減支給措置をふまえ、国から要請されたことを受けて、一般職員給与を2.3%減額、減額の期間を平成25年7月1日から平成25年12月31日まで行うとしています。また、人事院勧告により、一般職の職員について、55歳以上の職員の定期昇給を抑制するものです。

この給与引き下げに反対する理由の第1は、国による道理のない公務員賃下げの強要、自治体当局による賃下げ提案です。そもそもこの問題は、民主党野田内閣時代に国家公務員給与の平均7.8%削減実施と合わせて、地方公務員の給与削減についても検討されていた問題です。自民党も総選挙の公約で、公務員総人件費を国、地方合わせて2兆円削減することを掲げ、13年度予算から早手を付けて、地方が削減を実施することを前提とした地方財政計画を閣議決定したのです。地方交付税の削減を前提にされたことで今回の給与条例の賃下げ案が提案されました。今回の地方財政計画での地方公務員給与削減の措置に対し、地方6団体は自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治の根本に抵触する。地方交付税は、地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されないとの趣旨で抗議をしております。政府自身が、デフレからの脱却を旗印に掲げ、財界に労働者の報酬引き上げを要請しているときに、巨額の人件費削減を地方に強要するなど、矛盾の極みです。公務員給与削減による経済のマイナス効果は、それだけでも1兆2,000億円ともいわれ、地域経済への打撃と同時に民間の賃下げに連動します。

第2にここ10年以上続けられてきた公務員労働者の給与や期末手当の引き下げが、公民格差の是正などと言いながら、果てしのない公務員と民間の賃金引き下げ競争を作り出していることです。川南町では職員163名の6カ月で670万円の削減です。こうした自治体での給与の引き下げは、職員やその家族の生活にとどまらず、民間労働者の給与やボーナスにも波及して、町民の消費を一層冷え込ませることは明らかです。長期にわたる深刻な不況の中、

しかもデフレ経済が進行する中で、こうした賃金引き下げ競争で、一層のデフレスパイラルに陥ることは必至であり、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことは明らかなです。身近な買い物は町内で皆さんしています。賃下げされたら買い物に行かなくなるのが庶民の感覚です。今こそ庶民の懐を温めることが肝心であり、国の責任が大きく問われるものです。したがって、今回の給与等の引き下げ条例改正は認められません。議案第45号に反対する討論と致します。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第45号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

したがって、議案第45号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第41号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

日程第10 議案第42号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」以上、2議案を一括議題とします。

本2議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 報告します。議案第41号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第1号）」については、小規模多機能型居宅看護事業所へのスプリンクラー設置に対する助成について、現地調査を行いました。10分の10の県費補助ですが、不足するときは事業所負担です。委託料450万円については、2名を緊急雇用創出事業で商工会に配置して、まちづくりにトロントロン軽トラ市と連携して中心市街地の活性化対策、地元の特産品の販路拡大を図ります。今後予想される買い物難民対策についての調査研究も行います。観光協会とも連携して、有効活用してほしいとの意見がありました。総務厚生常任委員会に付託されました事項は原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第42号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について主なものは、前年度の医療費が予定より減少したため繰越金が増えたことにより、基金からの繰入金を減額するものです。今年度の税率は、前年度と同率です。また、健康福祉課と町民課の連携で町民の健康への意識を高めてほしいとの意見がありました。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました、議案第41

号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第1号）」についてその審査の経過と結果について報告いたします。歳出の主なもののうち、農業振興費の尾鈴地域農業再生協議会補助金500万円は農業者の利便性、事務の効率化を目的として尾鈴農業協同組合、都農町とともに運営している尾鈴地域農業再生協議会及び担い手協議会、並びに公益社団法人尾鈴農業公社をワンフロアー化するため、川南町が所有している名貫地区のシンコウ精機工場跡地に移転、活用するための予算であります。総事業費は1,500万円ですが、3団体で均等負担するものであります。なお、尾鈴農業公社の決算書について今後総会ごとに議会あて、提出を求める意見がありました。林業振興費の森林整備加速化林業再生事業補助金3億4,995万円は、株式会社宮崎森林発電所が森林経営計画プランに定められた地域内の林地残材を利用し、発電を行う事業で本体以外の周辺施設、機械類に対し、補助率2分の1が県からの補助金で町を通して補助されるものであります。なお、本件に対し6月12日の本会議で質疑の折、町側から誤解を招くような答弁がなされたと配慮を求める意見がありました。文化施設費の施設管理63万円は川南町文化ホールが命名権の売却により、サンA川南文化ホールになったことに伴う、パンフレット2,000部の印刷製本代並びに既設看板の書きかえなど看板6枚分の工事請負費であります。このことをふまえ、ホール内の自動販売機については、早急にサンAブランドのみに整理すべきとの意見がありました。以上本議案は別段異議なく原案どおり全員賛成で可決いたしました。以上で文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」というあり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第41号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第1号）」について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第41号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第1号）」について反対討論を行います。予算総額を歳入歳出それぞれ67億124万5,000円とするもので、その中には農業振興費や農業基盤整備促進事業費など重要な予算措置もありますが、反対の理由は農林水産業務費のうち、木質バイオマス発電事業補助金の計上についてです。町は森林整備加速化林業再生事業の採択を得たとして、総額27億5,000万円の事業費のうち発電本体分以外の補助金3億4,995万円の予算計上をしています。

第1点は、事業主体の宮崎森林発電所では、立地場所を川南町登り口MBR隣接地と定め、関係地域の説明と同意を求めています。しかし、立地場所の振興班以外は同意に至っていません。平成15年同一業者によるMBR立地に際しては、本町との立地および環境保全協定、周辺地域との確約書を交わしました。その上で、業務事業費総額の予算審査と県への進

達を行っています。木質バイオマスは総額27億5,000万円とされ、その一部計上であり、関係地域との合意のない中での予算承認は適切でないと考えます。

第2点は本町の農林漁業政策と、木質バイオマス事業の整合性、県内広域に及ぶ産地残材確保の問題など不透明性です。国、県の進める林業再生事業について、どれほど協議が尽くされたのでしょうか。木質バイオのもつ自然エネルギーの取得の意義、その反面、本町の農林漁業政策との整合性、乱伐や町外からの用材確保の問題などに対し、町長は全て県段階の判断とか試算などと答弁を繰り返すだけで、町独自の見解を示すこともしません。事業計画では発電原料となる木材を年間6万トンとしています。木材の主目的である建築用材やパルプ材とは別に6万トンの原料を確保するのに、耳川流域や五ヶ瀬川流域の山林関係者と契約をしているといいます。木質バイオへの関心が集まれば、林業への依存度が高い地域や町村で見過ごすはずはありません。

第3点は、登り口地域の工場の過密立地と木質バイオマス事業と同系列であるMBR関連施設の悪臭公害、協定違反行為が是正されないことです。企業モラルは工場立地の基本要件です。宮崎森林発電所の代表者はかつて、昭和年代の鶏糞の中間処理、最終処分事業に取り組みその改善策として、平成5年の炭化及び発行施設へと進み、さらに平成15年全量焼却とするMBR事業へと進みました。しかし17年MBR創業以来、関連施設の悪臭原因は除かれていません。地域との確約書にはMBRの指導監督責任を明記しており、その解決なしに地域住民の同意はあり得ません。

第4点は、企業立地に責任を負う本町の姿勢です。先の議案質疑で、町当局は悪臭問題はバイオマス事業の中で解決したいと述べています。これは悪臭解決の問題をバイオマス事業に先送りするものです。言い換えれば、悪臭対策を怠る事業者への追従です。今日緊急に解決を迫られている課題に対し、知恵も自覚もないことを証明する町の態度と言わざるを得ません。また、バイオマス事業に便乗して、旧堆肥センターの利用を事業者と一体で進めようとしています。関係地区住民の反対の意思は明確であり、町の主体性が問われます。以上反対理由を述べましたが、同僚議員の多くの賛同をお願いし、討論と致します。

○議長（竹本 修君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第41号「川南町一般会計補正予算（第1号）」の賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億9,524万5,000円となっております。歳出における補正予算では、緊急雇用創出事業での起業支援型地域雇用型創出事業450万円は、商工会に委託事業として、買い物弱者対策や特産品の販売など町内の経済活性化の事業として取り組まれるものですが、ぜひほかの町にない戦略を考えられるように期待をいたします、またその結果報告を行っていただきたいと思います。農業基盤整備促進事業補助金2,170万5,000円では、昨年度に続く暗渠排水工事を取り組むものです。農地の排水対策を行うことにより、農地利用の付加価値をつけ反収を上げ農家所得につながるようにするための農作物の検証や、この予算の利用を農家に周知徹底していただきたいと考えます。

また、森林整備加速化林業再生事業補助金3億4,995万では、木質バイオマス事業の進出による補助金であります。昨今の人口流失を懸念し、企業誘致をいわれる中、地元の事業者が27億5,000万円の投資をして、新規事業に取り組みます。固定資産税も1,000万以上、雇用も35名が計画されております。町内でできる限りの建設や町内雇用に関する事など、さまざまな経済効果を期待いたします。別の関連事業所の地元の皆様から検案されている悪臭対策も、この施設により軽減されると思われま。都農町や日向市でも木質バイオマス発電事業が計画されており、木材の乱伐も懸念され、また建設予定地周辺のこれまでの臭気や排水など、地元地域の住民の皆様には説明をていねいにいただき、結果皆様が納得いく事業となることを望みます。今後、太陽光発電、鶏糞焼却によるバイオマスエネルギー共々、本町の発電事業のモデル事業となると確信して、議案第41号「川南町一般会計補正予算（第1号）」の賛成討論と致します。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、議案第41号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第11 議案第46号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第46号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。議案第46号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,301万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,426万4,000円とするものでございます。まず、歳入ですが、繰入金1,301万9,000円を計上しました。次に歳出ですが、衛生費に1,301万9,000円を増額し、予防接種委託料として計上をいたしました。詳細につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、宜しくご審議のうえご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） お早うございます。それでは、議案第46号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第2号）」について補足説明を申し上げます。9、10ページをお願いいたします。4款1項保健衛生費、2目予防費、予防接種委託料1,301万9,000円は全国で流行拡大が続く風疹について町民を対象に予防接種費を全額助成するものです。風疹は妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんが心臓疾患や難聴など先天性風疹症候群を起こす恐れがあり、現在の状況や今後夏場にかけて拡大の可能性がより強くなることから、きわめて緊急性が高いと判断し今回ご提案するものでございます。なお、接種期間は平成25年度6月20日から平成26年3月31日までとし、該当者は1973年、昭和48年4月2日から1990年、平成2年4月1日生まれの男女、また、現在妊娠されている女性の夫の方となります。ただし、過去に風疹に罹ったことのある方、及びこれまで2回以上ワクチンの予防接種をされている方は除かれます。助成は町内の5医療機関での接種が対象で、1人7,600円の助成となります。以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終ります。

これから本議案について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（山下 壽君） 基本的なことをお尋ねしたいと思いますが、町長と担当課長にお尋ねしますが、このことは先ほど町長の提案理由の説明、あるいはそれ以前の全協で説明がありました。非常に風疹が大流行の恐れがあるということで、提案を急々にしたという事ではありますが、皆さんご存知のようにお隣の都農町では、今回の6月定例会の当初に予算を提案され、既にテレビあるいは新聞等で県内で第1号というような大きな報道です。そのあとに川南町が出てくるというのは、実に情報の収集が悪い町だなあというような印象を与えると私は思います。なぜこういうようなことを児湯郡内でもある程度の歩調を合わせると申しますか、情報化をしてですね、都農町がああいうような予算を出すのであれば、当然地域住民、川南町の人たちからいろんな声が出てくるぐらいのことで、なぜそういう調整ができなかったのか、そこをまず町長にお尋ねしたい。それと担当におかれましては、現在川南町で、町内で風疹に感染している患者がいらっしゃるのか、そこあたりの情報が得られておるならば教えていただきたい。

○町長（日高 昭彦君） ただ今の山下議員の御指摘でございます。まさしく今年、先月から今月初めにかけて、かなりの情報が動き出した、実際、鹿児島に大発生という形で情報

が入ってきたのは間違いないこととございます。ご指摘のように、なぜ遅れたのかということとは本当に今後検討する余地は十分あると思いますし、我々としても当初に出す提出期限に間に合わなかったということに関しては、これからの、いろんな意味で情報の大事さをもう一度再確認しながら、皆様にもご説明申し上げながら今後取り組みたいと反省しております。以上です。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今の山下議員のご質問でございます。答弁に加えることが一点ございまして、都農町におきましても予算化を上程されてという事ではございませんで、これにつきましては、当初組んでおります予防接種委託料、これは川南であればインフルエンザとか子宮頸がん等、この予算の先食いという形で、議会のご了解を得て執行させていただくという了解をいただいた上での執行だというように聞いております。本町においてもそういう方法もございましたけれども、議会中であるということで、議会の皆様のご了解を真に得てこの事業を執行したいということで今回のご提案となっているところであります。現在の川南町内での風疹患者が発生したという例は今のところ上がっておりません。

○議員（山下 壽君） 要するにですよ、こういう形で出されると委員会で付託をしない訳ですね、委員会で付託をしますともっと内容の濃い審査ができると思うんですが、こういう形で予算を、議案を提案されますと非常に審査がしづらい。と申しますのはですね、皆さんもご存知だと思いますが、子宮頸がんワクチンのことで先日から報道されておりますが、今、厚生省はどうも推進をあまり進めないような記事が出ていました。そういう事からしまして、はたしてそのワクチンが本当に間違いないのかとか、そういう事も私は審査の中で審査しなきゃいけない一つの事案であると思うんですよ。どうか今後はこういうような議案を出す時にはもっと慎重にさせていただきたい。それと、重ねて課長にお願いしておきたいと思いますが、私はこの5月まで議長をさせていただいたところでございますが、その中で各郡の議長さんをお願いしておりました事は、とにかく児湯郡内だけでもいろんな情報を公開して足並みを揃えようなど、じゃないと今回のようなことでありますと、都農町だけが良い子になって他の町は良い子にならんと、そのようなことでは非常に足並みが揃わないということになりますので、どうかそこあたりの情報をですね、担当課長におかれましては、常に共有しながら町民から非難を浴びるような案件につきましては、どうか同時のような形で議案として提出して頂ければ大変審査もやりやすいし有難いなと思います、重ねてお願いだけしておきます。

○議長（竹本 修君） ほかにございませんか。

○議員（児玉 助壽君） このワクチンじゃけど、副作用やらなんやらねえとですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただ今のご質問であります。私たちに入っている情報の中では副作用はないということで、現在上の方から降りてきているところでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 当たり前審査すればそんげなつも審査の対象になる訳じゃが

よ、この妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんが心臓疾患や難聴など先天性風疹症候群を起こす恐れがあるっちゅうことじゃけんど、今朝の新聞じゃもう恐れじゃねえして現実におきとる子がおっとやがよ、町民の健康を守る立場、町がある訳じゃけんど、まあ出生率が低下して少子化がある中でよね、こういう障害が赤ちゃんに出てきた場合は、町の将来を担う人材が障害をおうごつなっとなが、こりゃ町にとっても大きな損失になる訳じゃが、でまあそういう緊急性が高えっちゅうとやったらよ、わざわざこら、提案せんでんよ、主体性をもって専決処分でん可能なはずやっとながけんど、先にもこら、提案せん前、全協で説明するちゅう事前審議まがいなこつしよったがよ、そん緊急性があつとやったらよ、事前審議みたいなこつもせんずつ主体性をもって専決処分してもえかったはずじゃがこんげなこつは、どうね。

○町長（日高 昭彦君） ただ今の児玉議員のご指摘ですが、先ほども山下議員からもご指摘いただきました。確かにこういう重大な問題、タイムリー、そういうスピード感、そして慎重性両方を加味して進めていく必要があると十分考えております。今回に関しても、いろんな方策があったのは承知しておりますが、本会議開催中でございますのでやはり先決ではなく議員の皆様にご同意を得て、今回取組みたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 8月にワクチンが不足するような事態になっとながよ、なんぼええ案を出してもよ、時期を見て提出せんよ、これはもう去年頃から、去年一昨年から風疹の問題はありよったつちやがよ、こらええ案を今頃出してんよタイムリーにはならんわの、やっぱ案を出すとやったら、タイムリーになるような案を出さんよ、とってつけたような、都農の後を追うようななんをしよったちよ、あんまり大したこたねえね。恐らく副作用はねえとかなんとかいよるけんど、そげな問題も出てくる可能性もあつとやけんどんよ、いろいろ調査してよ、タイムリーに出さんあんまり意味はねえはね。

○町長（日高 昭彦君） まあ、ご指摘のとおりだと思っております、医療に関してやはりこう日進月歩の動きがありますし、その時点において最新の情報最新の判断ということに努めさせていただいていると、我々も思っております。そののちにまた新しい知見が出た場合はですね、そういう対応をさせていただく、そういうつもりでございます。風疹に関してはですね、昨年度が激増と言われました、その昨年に比べて今年はずでに4倍以上といろんな議員が言われるとおりでですね、いつの時点で判断して、もう少し早い手をということも承知しておりますが、我々として、今回はこれができる最善の方法だと思っております。宜しくお願いします。

○議長（竹本 修君） 他に質疑はございませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 補足説明の中に接種期間が、平成25年6月20日から来年の3月31日になっておりますが、これ年度事業ということであれやけど、例えば自主的に接種をしていた方に対する補助、追加補助ていうか、補助するっていう考えはないですか。例えば4月以降から6月の19日までに受けたかたがいらっしゃった時に、どういう対応をすると

かいうお考えはなかったでしょうか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの徳弘議員のご質問でございます。基本的には6月20日から予定しておりまして、それ以降の方の摂取に対しての補助ということで考えております。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) まあ、自主的にやっぱり自分たちの身を守る、子どもたちを守るという意味の中で、自主的に接種した人がいた場合ですね、やはりそこあたりはちょっと調査をするなりをして、せめて年度事業という考え方の中で4月1日からということを考えていただきたいと思いますと思いますが、全く考えの中ではないでしょうか。

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○町長(日高 昭彦君) ただいまのご指摘でございます。非常にやっぱりこう、妊娠の方、これからの将来を担う子供たちに関することが含まれておりますので非常に重要な問題だととらえております。詳細を調べて、今後に向けて検討をしたいと思っております。

○議長(竹本 修君) 他に質疑はございませんか。

○議員(中津 克司君) 町内の5診療機関での接種が対象という事ではありますが、5つの診療機関を教えてくださいと思います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただ今の中津議員のご質問にお答えをいたします。5カ所の医療機関ということでございますけれども、喜多病院、糸井医院、川南病院、尾鈴クリニック、林クリニック、以上5カ所でございます。以上です。

○議長(竹本 修君) 他に質疑はございませんか。

[「質疑なし」という声あり]

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時02分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

これで質疑を終わります。

議案第46号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第2号)」について討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 平成25年度川南町一般会計補正予算（第2号）について賛成討論をいたします。今回の提案は全国で流行が続く風疹患者は、今年に入ってワクチン接種率の低い20代から40代の男性を中心に9,408人を超えており、昨年1年間の4倍近くに上がっています。妊婦が風疹に感染すると、胎児が心臓疾患や、難聴などの先天性風疹症候群になる恐れがあります。妊娠を希望する女性が予防接種を受けても、必ず免疫ができるとは限らないため、妊娠初期に風疹に感染するのではないかと、不安を抱えます。我が家でも娘が昨年出産しましたが、風疹の抗体がないと言われ不安を抱えました。都農町が6月20日から全額助成するニュースが報じられています。県内自治体でも、日南市、国富町、綾町が子育て支援の一環としての予防接種助成事業を本年度から次々に開始しています。将来生まれてくる赤ちゃんのための助成です。子育て世代が安心して暮らせる環境づくり、人口減対策にもつながります。今回の提案について賛成討論を終わります。

○議長（竹本 修君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（竹本 修君） これで討論を終わります。

これから議案第46号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。起立全員であります。したがって、議案第46号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第2号）」については原案のとおり可決されました。

日程第12 諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。質疑を終ります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、米山知子君及び税田榮君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。米山知子君、及び税田榮君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

投票の結果を報告します。全員が賛成であります。

投票総数12票、全員が賛成であります。したがって、諮問第1号「人権擁護員の推薦について」は、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第13 諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、山下壽君及び徳弘美津子君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。これより投票を行います。順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。山下壽君、及び徳弘美津子君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数12票、全員が賛成であります。したがって、諮問第2号「人権擁護員の推薦について」は、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第14 発議第4号「年金2.5%削減中止を求める意見書について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(内藤 逸子君) 発議第4号「年金2.5%削減中止を求める意見書について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布してあります意見書案を朗読して提案理由の説明と致します。

年金2.5%削減中止を求める意見書

国会は昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させた。

その中でも、とりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧される。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市群を離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を拓くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るため、年金2.5%削減中止を速やかに実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月17日

宮崎県川南町議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹本 修君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これから発議第4号「年金2.5%削減中止を求める意見書について」討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号「年金2.5%削減中止を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第15「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第16「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成25年第3回川南町議会定例会を

閉会します。おつかれさまでした。

午前11時20分閉会
